

Ⅲ 豊かで住みよい農村の振興

1 農地・水・環境保全向上対策の導入に向けて

8割の市町村が、農地・水・環境保全向上対策に取り組む意向

農地・農業用水等の資源は、食料の安定供給や多面的機能の発揮の基盤となる社会共通資本である。しかしながら、このような資源は過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保全・管理が困難となってきた。

このため、地域の農業者だけでなく、地域住民や都市住民を含めた多様な主体の参画を得て、農地・水・農村環境の保全向上を図る施策を平成19年度から導入する予定であり、18年度においてはモデル的な支援を通じて施策の実効性を検証する「農地・水・農村環境保全向上活動支援実験事業」を実施した（東北管内では90地区）。

19年度から実施される農地・水・環境保全向上対策の本格導入に向けて、18年度は地域への浸透を図るため、「農地・水・農村環境保全向上活動支援実験事業」の活動計画書に基づく活動状況の調査・分析（実施面積規模、活動組織の構成、活動予算等）の実施、活動における課題等についての情報交換を行う「農地・水・環境保全向上対策モデル地区サミット」（水土里ネット代表者、地域の代表者等103名参加）を開催し、効果的な取組を促進した。また、155市町村長等との意見交換会の実施や農地・水・環境保全向上対策人材育成研修を6県で開催し、総数758名について研修を実施した。

その結果、19年3月末時点で農振農用地のある管内228市町村の8割に当たる177市町村から本対策に取り組む意向が示され、農地・水・環境保全向上対策の浸透が図られた。

営農活動支援の交付手続きに関するシミュレーション等の実施

環境問題に対する国民の関心が高まるなかで、我が国の農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくことが求められている。

このため、環境保全に向けた先進的な営農活動を支援する施策を平成19年度から農地・水・農村環境の保全向上を図る施策と一体的に導入するため、18年度は「新たな農業生産環境施策確立調査事業」を管内6地区で実施した。

当該事業の調査実施地区においては、地域でまとまって環境負荷を低減する先進的な取組を支援する営農活動支援交付金の19年度導入に向け、交付手続きに関するシミュレーションや実施体制を検討するワークショップを実施した。

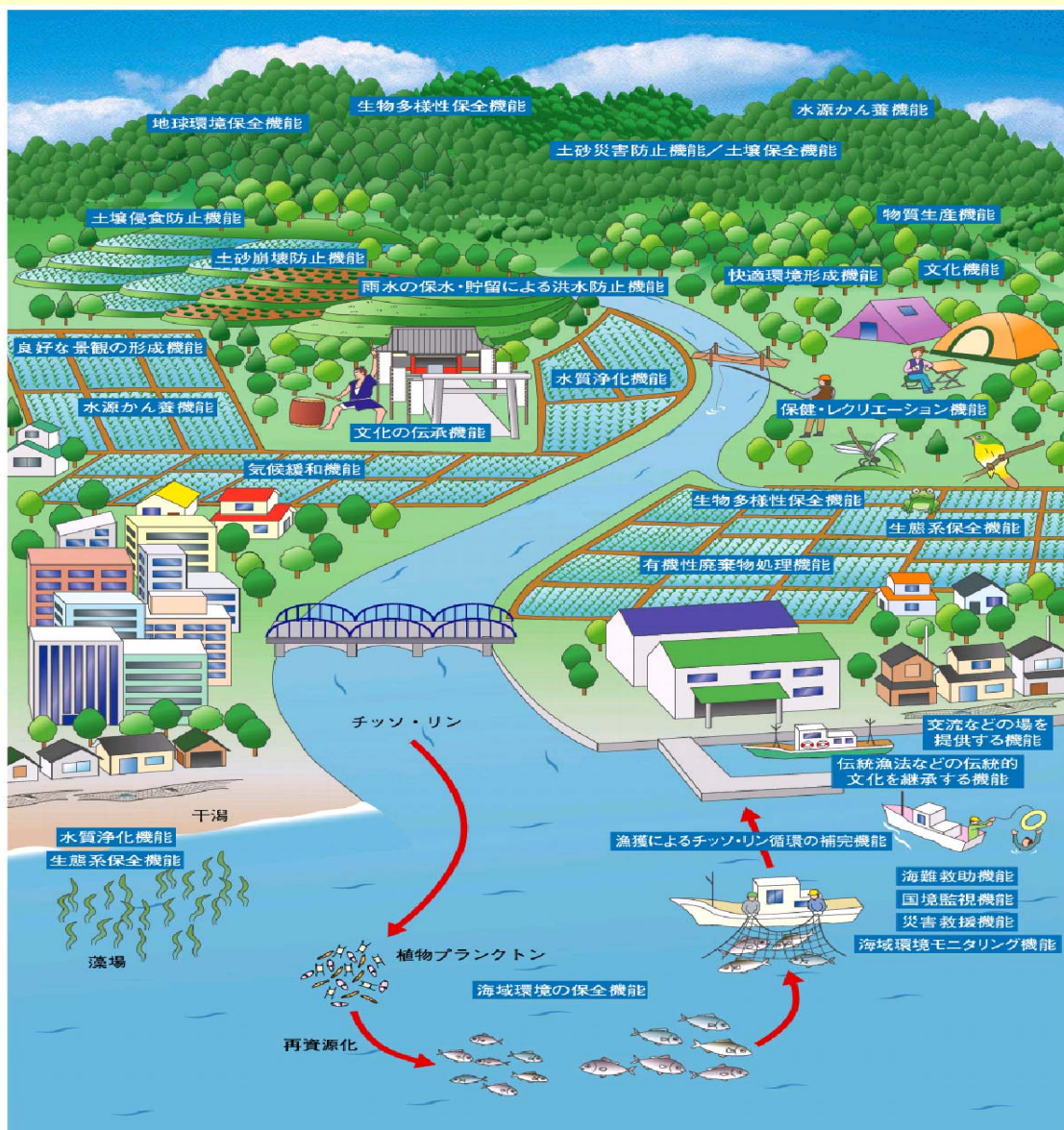
<コラム>

農業の有する多面的機能

農業は、食料を供給する役割だけでなく、その生産活動を通じた国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等様々な役割を有しており、これらの役割による効果は、地域住民をはじめ国民全体が享受し得るものです。

農業は、農山漁村地域のなかで林業や水産業と相互に密接なかかわりを有しており、特に、農林水産業の重要な基盤である農地、森林、海域は、相互に密接にかかわりながら、水や大気、物質の循環に貢献しつつ、様々な多面的機能を発揮しています。

農業・森林・水産業の有する多面的機能



資料：日本学術会議答申を踏まえ農林水産省で作成。

2 中山間地域の活性化

(1) 中山間地域の状況

中山間地域は、食料の安定供給のほか、多面的機能を有する重要な地域

平野の外縁部から山間地に至る中山間地域は、東北の総面積の61%を占めている。また、耕地面積、農家数、農業産出額のいずれにおいても、およそ45%を占め、地域特性を活かして多様な農産物を供給するなど、東北農業・農村のなかで重要な地位を占めている（表 - 1）。また、一般に河川の上流域に位置し、傾斜地が多いなどの不利な立地条件であるが、農業生産活動による国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、多面的機能が発揮されている重要な地域でもある。

表Ⅲ-1

中山間地域の指標（平成17年）

	総面積	耕地面積	農家数	農業産出額
全国	65%	43%	43%	39%
東北	68%	45%	46%	49%

資料：農林水産省「農林業センサス」、「耕地及び作付面積統計」、「生産農業所得統計」、国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」

注：1) 中山間地域とは、中間農業地域と山間農業地域とを合わせた総称である。

2) 中間農業地域とは、耕地率が20%未満で、都市的地域及び山間農業地域以外の市町村、または耕地率が20%以上で、都市的地域及び平地農業地域以外の市町村をいう。

3) 山間農業地域とは、林野率が80%以上かつ耕地率10%未満の市町村をいう。

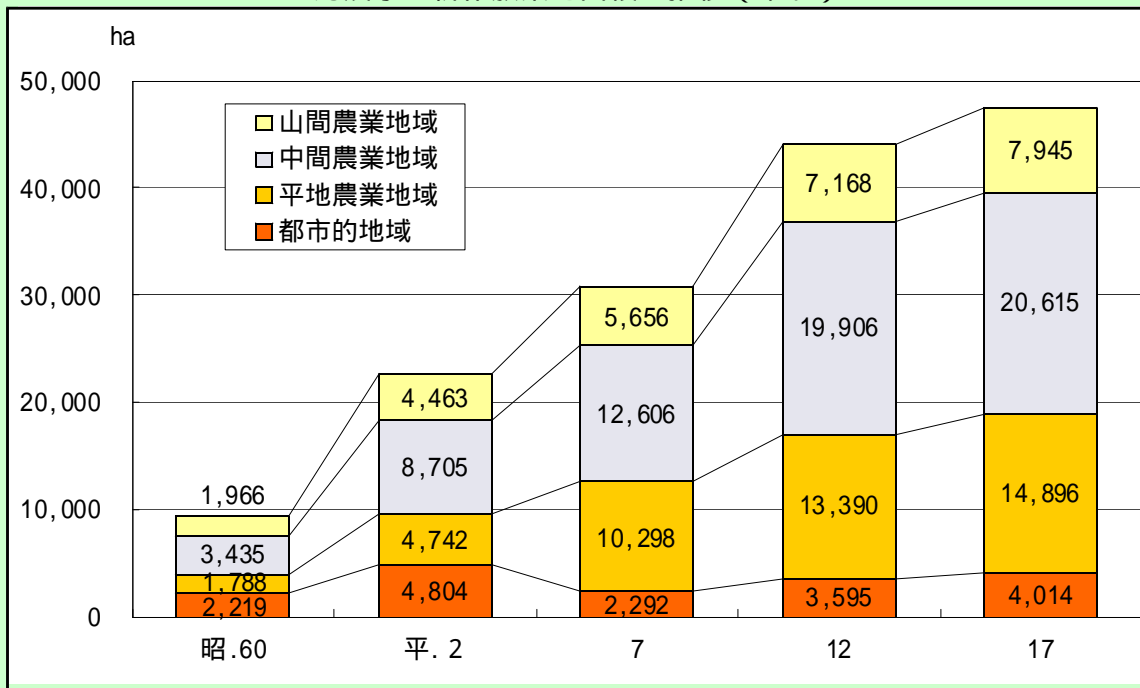
中山間地域の耕作放棄地率は、青森県や福島県で特に高い傾向

中山間地域は、食料の安定供給のほか多面的機能を有する重要な地域であるが、過疎化・高齢化の進行や担い手の減少により、耕作放棄地が増加傾向にある（図 - 1）。また、平地農業地域の耕作放棄地率が5%（全国6%）であるのに対し、中山間地域では14%（全国13%）と高くなっており、県別では青森県（19%）、福島県（18%）が特に高い状況にある（図 - 2）。

このことから、耕作放棄地対策と中山間地域の活性化を図るため、中山間地域等直接支払制度、元気な地域づくり交付金及び中山間地域総合整備事業等の各種施策を講じている。

図Ⅲ-1

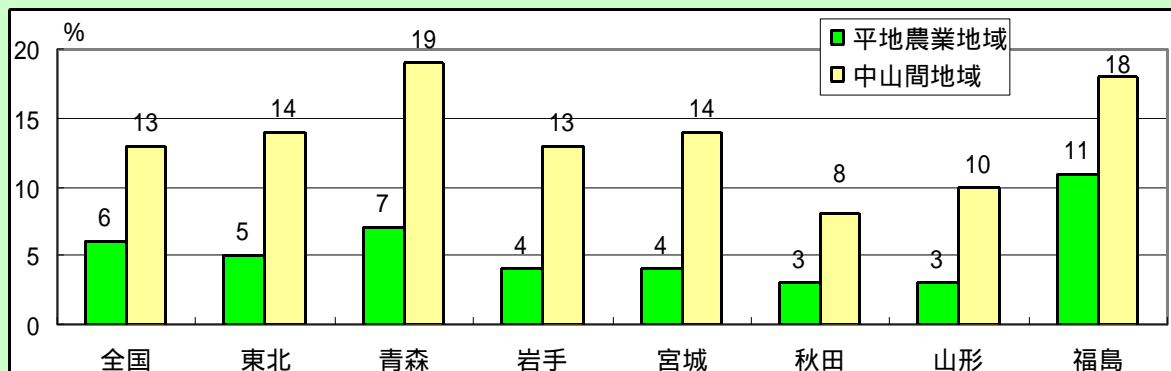
総農家の耕作放棄地面積の推移（東北）



資料：農林水産省「農林業センサス」

図Ⅲ-2

平地農業地域及び中山間地域の耕作放棄地率（17年）



資料：農林水産省「農林業センサス」

注：耕作放棄地率 = 耕作放棄地面積 / (経営耕地面積 + 耕作放棄地面積) × 100

(2) 中山間地域等直接支払制度の推進

全交付対象農用地面積は71千ha、うち74%が新たな取組

中山間地域等直接支払制度は、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、農業生産の維持を図りつつ、多面的機能を確保するという観点から、平成12年度に創設された。

特に17年度からは、新たな取組として自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備（機械・農作業の共同化、認定農業者の育成、営農組織の育成等）に向けた取組を重点的に推進している。

18年度においては、当局管内231市町村のうち182市町村の4,686集落協定等に中山間地域等直接支払交付金が交付され、その交付総額は88億9千6百万円、交付対象農用地面積は70,939haとなっている。また、上記体制整備に向けた取組は、全交付対象農用地面積の74%に当たる52,768haとなっている。

本制度による集落協定等の取組は、中山間地域等の農業の生産条件が不利な地域における耕作放棄地の発生防止、多面的機能の発揮等に大きく貢献していることから、今後も引き続き推進する必要がある。

表Ⅲ-2

中山間直接支払交付単価（傾斜農地等の10a当たり交付単価（円））

地目	傾斜区分	基礎単価	体制整備単価
田	急傾斜 1/20以上	16,800	21,000
	緩傾斜 1/100以上 1/20未満	6,400	8,000
畑	急傾斜 15度以上	9,200	11,500
	緩傾斜 8度以上 15度未満	2,800	3,500
草地	急傾斜 15度以上	8,400	10,500
	緩傾斜 8度以上 15度未満	2,400	3,000
	草地比率の高い草地	1,200	1,500
採草放牧地	急傾斜 15度以上	800	1,000
	緩傾斜 8度以上 15度未満	240	300

注：1) 基礎単価とは、適正な農業生産活動等に取り組む場合の単価をいう。

2) 体制整備単価とは、適正な農業生産活動等に加え、機械・農作業の共同化等の体制整備に取り組む場合の単価をいう。

3) 上記のほか、担い手等への農作業の受委託、法人の設立等を行う場合、別途加算措置がある。

表Ⅲ-3

中山間地域等直接支払交付金交付対象地域の状況（18年度）

区分	管内市町村数	対象農用地を有する市町村数	基本方針策定市町村数	交付金交付市町村数
青森県	40	32	31	31
岩手県	35	34	34	34
宮城県	36	16	14	14
秋田県	25	24	22	22
山形県	35	34	34	34
福島県	60	55	47	47
東北	231	195	182	182
全国	1,804	1,130	1,057	1,040

資料：平成18年度中山間地域等直接支払制度の実施状況（東北農政局調べ）

表Ⅲ-4

中山間地域等直接支払交付金の実施状況（18年度）

区分	協定数			交付面積 (ha)			交付金額(百万円)		
	計	基礎単価	体制整備単価	計	基礎単価	体制整備単価	計	基礎単価	体制整備単価
青森県	623	373	250	11,293	4,208	7,086	952	309	643
岩手県	1,229	316	913	21,911	2,480	19,430	3,363	303	3,060
宮城県	253	166	87	2,187	1,131	1,055	288	139	149
秋田県	601	284	317	11,180	2,708	8,473	1,149	241	908
山形県	547	229	318	8,333	1,886	6,448	1,217	232	985
福島県	1,433	766	667	16,035	5,759	10,276	1,926	605	1,321
東北	4,686	2,134	2,552	70,939	18,170	52,768	8,896	1,829	7,067
全国	28,515	15,166	13,349	662,772	137,633	525,139	51,347	13,431	37,917

資料：平成18年度中山間地域等直接支払制度の実施状況（東北農政局調べ）

注：ラウンドにより、計と内訳が一致しない場合がある。

3 都市と農山漁村の共生・対流と多様な主体の参加の促進…

28市町村で整備計画策定、農林漁業体験施設等への入込み客数450万人

都市住民に対して、農山漁村で活動する機会や食と農への認識を深める契機を広く提供するとともに、これを通じた農山漁村の振興を図るため、都市と農村の交流活動を促進することが重要である。そのためには、受入側の農山漁村におけるソフト・ハード両面での充実や、都市住民に対する都市と農山漁村の共生・対流に関する普及・啓発活動が不可欠となる。

東北地域では、地域資源を活かしつつ都市と農山漁村との交流促進を図るため、16年10月に設置された「東北地域都市と農山漁村の共生・対流連絡協議会」主催のフォーラム開催、メールマガジンやホームページでの情報発信等により、地域推進体制の整備、魅力ある農村空間の整備等を総合的に支援している。

また、都市農村交流を担う人材の育成確保、情報発信力の充実強化、農村地域の魅力向上のための地域ぐるみの自発的な取組を支援することにより、グリーン・ツーリズムを推進している。

平成18年度末までに、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律に基づく、市町村における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備等に関する計画を管内28市町村が策定し、管内の農林漁業体験施設等への入込み客数は4,493千人（資料：各県観光統計）となっている。今後も、連絡協議会によるフォーラムの開催等により都市住民に対する情報提供を一層図るとともに、農村側の受入体制整備の推進に務める必要がある。